公布した条例一覧

令和6年

公布 番号	条例名
19	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽 自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例
20	杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一 部を改正する条例
21	杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に 規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する 経過措置に関する条例の一部を改正する条例
22	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
23	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙 徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第19号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の 証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙 徴収の方法に関する条例(昭和39年杉並区条例第42号)の一部を次のように改 正する。

題名中「証紙徴収の方法」を「種別割の賦課徴収の特例」に改める。

第1条中「条例は、」の次に「地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項及び」を加え、「証紙徴収の方法について規定する」を「種別割(地方税法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。)の賦課徴収について、杉並区特別区税条例(昭和39年杉並区条例第41号)の特例を設ける」に改める。

第4条を第6条とする。

第3条の見出しを「(証紙徴収の納期)」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「第3条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、特別の理由がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第3条を第5条とする。

第2条の見出し中「方法及び」を削り、同条第1項及び第2項を次のように改める。

前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税者は、当該税額を第1号様式による軽自動車税(種別割)納税証紙(以下「証紙」という。)によつて払い込まなければならない。

2 前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税義務は、証紙 に第2号様式の軽自動車税(種別割)納税済印による検印を受けた時に消滅する。 第2条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(種別割の税率)

- 第2条 特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車 年額500円
 - (2) 軽自動車
 - ア 二輪又は三輪のもの 年額1,000円
 - イ 四輪以上のもの 年額3,000円
 - (3) 二輪の小型自動車 年額1,000円

(徴収の方法)

第3条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割は、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。

別記様式中「軽自動車税納税証紙」を「軽自動車税(種別割)納税証紙」に、「軽自動車税納税済印」を「軽自動車税(種別割)納税済印」に、「Light Motor Vehicle Tax Stamp」を「Light Motor Vehicle Tax (Category Base) Stamp」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の 証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (抄)

新 条 例 」 旧 条 例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の 所有する軽自動車等に対する軽自 動車税の<u>種別割の賦課徴収の特例</u> に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法(昭和2 5年法律第226号)第6条第2項及 び日本国とアメリカ合衆国との間の相 互協力及び安全保障条約第6条に基づ く施設及び区域並びに日本国における 合衆国軍隊の地位に関する協定の実施 に伴う地方税法の臨時特例に関する法 律(昭和27年法律第119号。以下 「特例法」という。)第4条第1項の 規定に基づき、軽自動車税の種別割 (地方税法第442条第2号に規定す る種別割をいう。以下「種別割」とい う。)の賦課徴収について、杉並区特 別区税条例(昭和39年杉並区条例第 41号)の特例を設けることを目的と する。

(種別割の税率)

第2条 特例法第2条第4項に規定する 合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に アメリカ合衆国軍隊の構成員等の 所有する軽自動車等に対する軽自 動車税の証紙徴収の方法

に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、

□ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づき、軽自動車税の証紙徴収の方法について規定する□ ことを目的とする。

規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- <u>(1)</u> 原動機付自転車 年額500円
- (2) 軽自動車
 - ア
 二輪又は三輪のもの
 年額1,

 000円
 - <u>イ</u> 四輪以上のもの 年額3,00 0円
- (3) 二輪の小型自動車 年額1,0 00円

(徴収の方法)

第3条 前条に規定する軽自動車等に対 する種別割は、普通徴収又は証紙徴収 の方法によつて徴収する。

(証紙徴収の 手続等)

第4条 前条の規定により証紙徴収の方法によって徴収する種別割の納税者は、当該税額を第1号様式による軽自動車税(種別割)納税証紙(以下「証紙」という。)によって払い込まなければならない。

(証紙徴収の方法及び手続等)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者 または軍人用販売機関等(特例法第2 条第4項から第6項までに規定するも のをいう。)の所有する原動機付自転 車、軽自動車、小型特殊自動車及び二 輪の小型自動車(以下「軽自動車等」 という。)に対する軽自動車税の納税 者は、当該税額を別記様式第1号によ

- 2 前条の規定により証紙徴収の方法に よつて徴収する種別割の納税義務は、 証紙に第2号様式の軽自動車税(種別 割)納税済印による検印を受けた時に 消滅する。
- 3 略

(証紙徴収の納期)

- 第5条 第3条の規定により証紙徴収の 方法によつて徴収する種別割の納期 は、4月11日から同月30日までと する。
- 2 区長は、特別の理由がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(条例施行の細目)

第6条 略

る軽自動車税納税証紙(以下「証紙」 という。)によつて払い込まなければ ならない。

- 2 軽自動車税の納税義務は、前項による証紙に別記様式第2号の軽自動車税 納税済印による検印を受けた時に消滅 する。
- 3 略

(納期)

第3条 軽自動車税

の納期

は、4月11日から同月30日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した場合に課する軽自動車税の納期は、区長が定める。

(条例施行の細目)

第4条 略

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第20号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年杉並区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第46条第2項ただし書中「1箇所」を「1か所」に改め、同項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第50条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例 _| 旧 条 例

(職員)

第29条 略

- 2 小規模保育事業所A型において、保 育士の数は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める数の合計数に 1を加えた数以上とする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児 童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法 第6条の3第10項第2号の規定に 基づき受け入れる場合に限る。)
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

 $3\sim5$ 略

(職員)

第32条 略

- 2 小規模保育事業所B型において、保 育従事者の数は、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める数の合計 数に1を加えた数以上とし、そのうち 6割以上は保育士とする。
 - (1)及び(2) 略

(職員)

第29条 略

- 2 小規模保育事業所A型において、保 育士の数は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める数の合計数に 1を加えた数以上とする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児 童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法 第6条の3第10項第2号の規定に 基づき受け入れる場合に限る。)
 - (4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

 $3\sim5$ 略

(職員)

第32条 略

- 2 小規模保育事業所B型において、保 育従事者の数は、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める数の合計 数に1を加えた数以上とし、そのうち 6割以上は保育士とする。
 - (1)及び(2) 略

- 童 おおむね15人につき1人(法 第6条の3第10項第2号の規定に 基づき受け入れる場合に限る。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね2 5人につき1人(法第6条の3第1 0項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。)

3及び4 略

(職員)

第46条 略

- 2 保育所型事業所内保育事業所におい て、保育士の数は、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める数の合 計数以上とする。ただし、保育所型事 業所内保育事業所1か所につき2人を 下回ることはできない。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児 童 おおむね15人につき1人(法 第6条の3第12項第2号の規定に 基づき受け入れる場合に限る。)
 - 5人につき1人(法第6条の3第1 2項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。)

3及び4 略

(職員)

第50条 略

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児 童 おおむね20人につき1人(法 第6条の3第10項第2号の規定に 基づき受け入れる場合に限る。)
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね3 0人につき1人(法第6条の3第1 0項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。)

3及び4 略

(職員)

第46条 略

- 2 保育所型事業所内保育事業所におい て、保育士の数は、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める数の合 計数以上とする。ただし、保育所型事 業所内保育事業所1箇所につき2人を 下回ることはできない。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児 童 おおむね20人につき1人(法 第6条の3第12項第2号の規定に 基づき受け入れる場合に限る。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね2 (4) 満4歳以上の児童 おおむね3 0人につき1人(法第6条の3第1 2項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。)

3及び4 略

(職員)

第50条 略

- 2 小規模型事業所内保育事業所におい 2 小規模型事業所内保育事業所におい て、保育従事者の数は、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める数 の合計数に1を加えた数以上とし、そ のうち6割以上は保育士とする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児 童 おおむね15人につき1人(法 第6条の3第12項第2号の規定に 基づき受け入れる場合に限る。)
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね2 5人につき1人(法第6条の3第1 2項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。)
- 3及び4 略

- て、保育従事者の数は、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める数 の合計数に1を加えた数以上とし、そ のうち6割以上は保育士とする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児 童 おおむね20人につき1人(法 第6条の3第12項第2号の規定に 基づき受け入れる場合に限る。)
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね3 0人につき1人(法第6条の3第1 2項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。)
- 3及び4 略

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第21号

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児 童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例 の一部を改正する条例

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例(令和元年杉並区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア(イ)に次のただし書を加える。

ただし、同法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のいずれにも該当し、かつ、この(イ)本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設においては、この限りでない。

- a 過去3年間に保育した小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国 人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に 保育する小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国人であること。
- b 外国の保育資格を有する者その他外国人である小学校就学前子どもの 保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置し ていること。
- c 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること。

第3条第1号カ(サ)中「小学校就学前子ども」を「施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)が策定され、

当該安全計画に従い、小学校就学前子ども」に改め、同号カ中(ニ)を(ハ)とし、(ツ)から(ナ)までを(ニ)から(ノ)までとし、同号カ(チ)中「している」を「されている」に改め、同号カ中(チ)を(ナ)とし、(セ)から(タ)までを(ツ)から(ト)までとし、(ス)を(ソ)とし、その次に次のように加える。

- (タ) 小学校就学前子どもの当該施設外での活動、取組等のための移動その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が運行されているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。
- (チ) 小学校就学前子どもの送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に小学校就学前子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)が日常的に運行されているときは、当該自動車にブザーその他の車内の小学校就学前子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(タ)に定める所在の確認(小学校就学前子どもの降車の際に限る。)が行われていること。
- 第3条第1号カ中(シ)を(セ)とし、(サ)の次に次のように加える。
 - (シ) 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に 定める研修及び訓練が定期的に実施されていること。
 - (ス) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。

第3条第3号オ中「及び(キ)から(ニ)まで」を「、(キ)から(タ)まで及び(ツ)から(ハ)まで」に、「同号カ(テ)」を「同号カ(ヌ)」に改め、同条第4号オ中「及び(キ)から(ニ)まで」を「、(キ)から(タ)まで及び(ツ)から(ハ)まで」に、「同号カ(テ)」を「同号カ(ヌ)」に、「同号カ(ニ)」を「同号カ(ハ)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児 童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例 の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例 | 旧 条 例

(児童福祉法第59条の2第1項に規定 する施設に関する経過措置)

- 第3条 杉並区は、子ども・子育て支援 法の一部を改正する法律附則第4条第 1項の規定により法第7条第10項第 4号に掲げる施設とみなされる施設に 係る法第30条の11第1項の規定に よる施設等利用費の支給については、 特定子ども・子育て支援施設等である 当該施設のうち、次の各号に掲げる施 設の区分に応じ、それぞれ当該各号で 定める基準を満たすものが提供する特 定子ども・子育て支援を受けたときに 限り、行うものとする。
 - (1) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設以 外の施設であって、1日に保育する 小学校就学前子どもの数が6人以上 であるもの 次に掲げる基準を満た していること。
 - ア 保育に従事する者の数及び資格 に関する基準は、次のとおりとす る。
 - (ア) 略

(児童福祉法第59条の2第1項に規定 する施設に関する経過措置)

- 第3条 杉並区は、子ども・子育て支援 法の一部を改正する法律附則第4条第 1項の規定により法第7条第10項第 4号に掲げる施設とみなされる施設に 係る法第30条の11第1項の規定に よる施設等利用費の支給については、 特定子ども・子育て支援施設等である 当該施設のうち、次の各号に掲げる施 設の区分に応じ、それぞれ当該各号で 定める基準を満たすものが提供する特 定子ども・子育て支援を受けたときに 限り、行うものとする。
 - (1) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設以 外の施設であって、1日に保育する 小学校就学前子どもの数が6人以上 であるもの 次に掲げる基準を満た していること。
 - ア 保育に従事する者の数及び資格 に関する基準は、次のとおりとす る。
 - (ア) 略

- (イ) 保育に従事する者のうち、 その総数のおおむね3分の1 (保育に従事する者が2人以下 の場合にあっては、1人)以上 に相当する数のものが、保育士 (国家戦略特別区域法(平成2 5年法律第107号)第12条 の5第5項に規定する事業実施 区域(以下「事業実施区域」と いう。)内にある法第7条第1 0項第4号に掲げる施設にあっ ては、保育士又は当該事業実施 区域に係る国家戦略特別区域法 第12条の5第2項に規定する 国家戦略特別区域限定保育士 (以下「国家戦略特別区域限定 保育士」という。)。以下同 じ。)又は看護師(准看護師を 含む。以下同じ。)の資格を有 する者であること。ただし、同 法第2条第1項に規定する国家 戦略特別区域内に所在する施設 であって、次のいずれにも該当 し、かつ、この(イ)本文に規 定する事項を満たす施設と同等 以上に適切な保育の提供が可能 である施設においては、この限 りでない。
 - a 過去3年間に保育した小学 校就学前子どものおおむね半

(イ) 保育に従事する者のうち、 その総数のおおむね3分の1 (保育に従事する者が2人以下 の場合にあっては、1人)以上 に相当する数のものが、保育士 (国家戦略特別区域法(平成2 5年法律第107号)第12条 の5第5項に規定する事業実施 区域(以下「事業実施区域」と いう。)内にある法第7条第1 0項第4号に掲げる施設にあっ ては、保育士又は当該事業実施 区域に係る国家戦略特別区域法 第12条の5第2項に規定する 国家戦略特別区域限定保育士 (以下「国家戦略特別区域限定 保育士」という。)。以下同 じ。)又は看護師(准看護師を 含む。以下同じ。) の資格を有 する者であること。

数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国人であること。

- b 外国の保育資格を有する者 その他外国人である小学校就 学前子どもの保育について十 分な知識経験を有すると認め られる者を十分な数配置して いること。
- <u>c</u> 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること。

(ウ)及び(エ) 略

イ~オ 略

カ 健康管理及び安全確保に関する 基準は、次のとおりとする。

 (\mathcal{T}) ~ (\mathcal{T}) 略

(サ) 施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)が策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した

ウ) か	女び(エ)	略
,	m 6+	

イ~オ 略

カ 健康管理及び安全確保に関する 基準は、次のとおりとする。

 (\mathcal{P}) ~ (\mathcal{P}) 略

(サ)	小学校就学前子ども
	の安全確保に配慮した

保育の実施が行われていること。

- (シ) 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていること。
- (ス) 保護者に対し、安全計画に 基づく取組の内容等について周 知されていること。
- (セ) 略
- (ソ) 略
- (タ) 小学校就学前子どもの当該 施設外での活動、取組等のため の移動その他の小学校就学前子 どもの移動のために自動車が運 行されているときは、小学校就 学前子どもの乗車及び降車の際 に、点呼その他の小学校就学前 子どもの所在を確実に把握する ことができる方法により、小学 校就学前子どもの所在が確認さ れていること。
- (チ) 小学校就学前子どもの送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に小学校就

保育の実施が行われていること。

(シ) 略

(ス) 略

学前子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)が日常的に運行されているときは、当該自動車にブザーその他の車内の小学校就学前子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(タ)に定める所在の確認(小学校就学前子どもの降車の際に限る。)が行われていること。

- (ツ) 略
- (テ) 略
- (ト) 略
- (ナ) 事故が発生した場合には、 当該事故の状況及び事故に際し てとった処置について記録<u>され</u> ていること。
- (二) 略
- (<u>ヌ)</u> 略
- (<u>ネ)</u> 略
- (<u>/)</u> 略
- (ハ) 略
- (2) 略
- (3) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設で あって、複数の保育に従事する者を 雇用しているもの 次に掲げる基準 を満たしていること。

ア〜エ略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ

- (セ) 略
- (ソ) 略
- (<u>タ)</u> 略
- (チ) 事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録している。
- <u>(ツ)</u> 略
- <u>(テ)</u> 略
- (ト) 略
- (ナ) 略
- (二) 略
- (2) 略
- (3) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設で あって、複数の保育に従事する者を 雇用しているもの 次に掲げる基準 を満たしていること。

ア~エ 略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ

(ア) から(エ)まで及び(カ) から(シ)まで並びにカ(ア)、 (エ)、(キ)から(タ)まで及 び(ツ)から(ハ)までに掲げる 基準の全てを満たしていること。 この場合において、同号エ(イ) 中「なされた保育の計画が定めら れている」とあるのは「なされて いる」と、同号エ(ウ)中「カリ キュラムが設定され、かつ、そ れ」とあるのは「保育」と、同号 エ(キ)中「施設長」とあるのは 「施設の設置者又は管理者」と、 同号カ(ア)中「登園及び降園」 とあるのは「預かり及び引渡し」 と、同号カ(キ)中「小学校就学 前子どもが感染症にかかっている ことが分かった場合には、かかり つけ医の指示に従うよう保護者に 対し指示」とあるのは「感染予防 のための対策」と、同号カ(コ) 中「保育室での」とあるのは「保 育中の」と、同号カ(ヌ)中「の | 見やすい場所に掲示」とあるのは 「に対し書面等により提示等」と 読み替えるものとする。

(4) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設で あって、前号に掲げる施設以外のも の 次に掲げる基準を満たしている (ア)から(エ)まで及び(カ)から(シ)まで並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ニ)までに掲げる

基準の全てを満たしていること。 この場合において、同号エ(イ) 中「なされた保育の計画が定めら れている」とあるのは「なされて いる」と、同号エ(ウ)中「カリ キュラムが設定され、かつ、そ れ」とあるのは「保育」と、同号 エ(キ)中「施設長」とあるのは 「施設の設置者又は管理者」と、 同号カ(ア)中「登園及び降園」 とあるのは「預かり及び引渡し」 と、同号カ(キ)中「小学校就学 前子どもが感染症にかかっている ことが分かった場合には、かかり つけ医の指示に従うよう保護者に 対し指示」とあるのは「感染予防 のための対策」と、同号カ(コ) 中「保育室での」とあるのは「保 育中の」と、同号カ(テ)中「の 見やすい場所に掲示」とあるのは 「に対し書面等により掲示等」と 読み替えるものとする。

(4) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設で あって、前号に掲げる施設以外のも の 次に掲げる基準を満たしている こと。

ア~エ 略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エー (ア) から(エ)まで、(カ)、 (ク)、(ケ)、(サ)及び (シ) 並びにカ(ア)、(エ)、 (キ) から(タ) まで及び(ツ) から(ハ)までに掲げる基準の全 てを満たしていること。この場合 において、同号エ(イ)中「なさ」 れた保育の計画が定められてい る」とあるのは「なされている」 と、同号エ(ウ)中「カリキュラ ムが設定され、かつ、それ」とあ るのは「保育」と、同号カ(ア) 中「登園及び降園」とあるのは 「預かり及び引渡し」と、同号カ (エ) 中「採用時及び1年」とあ るのは「1年」と、同号カ(キ) 中「小学校就学前子どもが感染症」 にかかっていることが分かった場 合には、かかりつけ医の指示に従 うよう保護者に対し指示」とある のは「感染予防のための対策」 と、同号カ(コ)中「保育室で の」とあるのは「保育中の」と、 同号カ(ヌ)中「の見やすい場所 に掲示」とあるのは「に対し書面 等により掲示等」と、同号カ <u>(ハ)</u>中「職員及び保育」とある|

こと。

ア~エ 略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ
 (ア)から(エ)まで、(カ)、
 (ク)、(ケ)、(サ)及び
 (シ)並びにカ(ア)、(エ)及
 び(キ)から(ニ)まで

に掲げる基準の全 てを満たしていること。この場合 において、同号エ(イ)中「なさ れた保育の計画が定められてい る」とあるのは「なされている」 と、同号エ(ウ)中「カリキュラ ムが設定され、かつ、それ」とあ るのは「保育」と、同号カ(ア) 中「登園及び降園」とあるのは 「預かり及び引渡し」と、同号カ (エ)中「採用時及び1年」とあ るのは「1年」と、同号カ(キ) 中「小学校就学前子どもが感染症 にかかっていることが分かった場 合には、かかりつけ医の指示に従 うよう保護者に対し指示」とある のは「感染予防のための対策」 と、同号カ(コ)中「保育室で の」とあるのは「保育中の」と、 同号カ(テ)中「の見やすい場所 に掲示しとあるのは「に対し書面 等により掲示等」と、同号カ (二)中「職員及び保育」とある

のは「保育」と読み替えるものとする。

のは「保育」と読み替えるものと する。 杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第22号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1中122の6の項を122の8の項とし、122の5の項の次に次のように加える。

122の6 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷 地と道路との関 係の制限の緩和 に係る認定申請 手数料	1件につき	28,000円	認定申請のとき。
122の7 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道 路内の建築制限 の緩和に係る認 定申請手数料	1件につき	28,000円	認定申請のとき。

別表第1の124の項ア中「34,000円」を「39,000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,000円」を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に改め、同項イ中「20,000円」を「21,000円」に、「46,000円」を「51,000円」に、「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,00

0円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に改め、同項ウ中「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表の125の項中「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表の127の項中「用紙1枚」を「1通」に改め、同表中127の2の項を127の2の6の項とし、127の項の次に次のように加える。

127の2 都市計画法 施行規則(昭和44年 建設省令第49号)第 60条第1項又は第2 項の規定に基づく証明 書の交付	開発行為又は建 築に関する証明 書交付手数料	1通につき 900円	交付申請のとき。
127の2の2 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定 盛土等又は土石 の堆積工事許可 申請手数料	次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に掲げる額 ア 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 (ア) 500平方メートル以内のもの20,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え2,000平方メートルを超え2,000平方メートルを超え2,000平方メートルを超え5,000平方メートルを超え5,000平方メートルを超え5,000平方メートルを超え5,000平方メートルルのもの89,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの123,000円	許可申請のとき。

- (カ) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 201,000円
- (キ) 2万平方メートルを超え4万 平方メートル以内のもの 22 0,000円
- (ク) 4万平方メートルを超え7万 平方メートル以内のもの 27 5,000円
- (ケ) 7万平方メートルを超え10 万平方メートル以内のもの 36 4,000円
- (コ) 10万平方メートルを超える もの 533,000円
- イ 土石の堆積を行う場合 土石の堆 積をする土地の面積に応じ、次に掲 げる額
 - (ア) 500平方メートル以内のもの18,000円
 - (イ) 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のも
 - の 28,000円
 - (ウ) 1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以内の もの 35,000円
 - (エ) 2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以内の もの 54,000円
 - (オ) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの66,000円
 - (カ) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 121,000円
 - (キ) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 134,000円
 - (ク) 4万平方メートルを超え7万 平方メートル以内のもの 16 3,000円
 - (ケ) 7万平方メートルを超え10 万平方メートル以内のもの 20 7,000円

		(コ) 10万平方メートルを超える もの 292,000円	
127の2の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成、特工等では、特定の地域では、特定では、特定では、特定では、特別では、特別では、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	次のアは、	変更申請のとき。

127の2の4 宅地造 成及び特定盛土等規制 法施行規則(昭和37 年建設省令第3号)第	宅地造成及び特 定盛土等規制法 の規定に適合し ていることの証	地の面積、土石の堆積をする土地 の縮小を伴う場合にあっては縮小 後の土石の堆積をする土地の面 積)に応じ、127の2の2の項 イに定める額に10分の1を乗じ て得た額 (イ) 新たな土石の堆積をする土地 への編入に係る土石の堆積に関す る工事の設計の変更については、 新たに編入された土石の堆積をす る土地の面積に応じ、127の2 の2の項イに定める額 (ウ) その他の変更については、1 5,000円	交付申請 <i>の</i> とき。
88条の規定に基づく 証明書の交付	明書交付手数料		
127の2の5 宅地造成及び特定盛土等規制 法施行条例(令和6年 東京都条例第36号) 第5条第3項の規定に 基づく盛土規制法調書 の写しの交付	盛土規制法調書 の写しの交付手 数料	1 通につき 700円	交付申請の とき。

附則

この条例は、令和6年7月31日から施行する。ただし、別表第1中122の6の項を122の8の項とし、122の5の項の次に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例を公布する。 令和6年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第23号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例 杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例(昭和36年杉並区条例第19号)の 一部を次のように改正する。

第1条第1項の表杉並区立高井戸保育園の項を削る。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。